



- 〈未然防止の取り組み〉
- (1) 授業の充実
 - ア 授業中の規律の徹底
 - イ 「わかる・できる授業」の推進
 - ウ 児童生徒が主体的・協同的に取り組む授業の実践
 - エ 自立活動を通して自分の病気を理解し、健康な生活を営む態度の育成
 - (2) 道徳教育・体験活動等の充実
 - ア 人間性・社会性の育成
 - イ 所属感のある学級づくり
 - ウ 社会体験や交流体験の提供
 - (3) 情報教育の充実
 - 情報モラル教育の充実
 - (4) 児童生徒の主体的行動への働きかけ
 - 児童生徒主体のいじめ防止活動の奨励 (児童生徒会活動、その他)
 - (5) 教職員の研修
 - ア いじめに関する教職員研修の実施
 - イ 教職員の自己研鑽
 - ウ 日常の問題行動への対応の徹底
 - (6) 教育相談の充実
 - 個人面談及び保護者面談の実施
 - (7) 保護者・地域の連携
 - ア 参観日及び参観週間の実施
 - イ いじめ防止の取り組みの啓発 (学校ホームページ等)

- 〈早期発見の取り組み〉
- (1) いじめの発見
 - ア 止めさせることを最優先
 - イ いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の安全確保
 - ウ 速やかな報告と事実の確認
 - (2) 日常の児童生徒の行動観察
 - ア 教員の観察による気づき
 - イ ケース会議等による情報の共有
 - (3) 定期的な調査の実施
 - ア いじめに関するアンケートの定期実施 (年間4回：5・7・11・2月)
 - (4) 周囲の児童生徒が情報提供できる環境の醸成
 - ア 「人権と命を守る行為」の周知
 - イ 話しやすい教職員への情報提供
 - ウ 情報提供者の秘密を遵守
 - (5) 相談体制の整備
 - ア 面談週間を設定し、面談の定期的な実施
 - イ 保健室等との連携による情報の積極的活用
 - ウ 家庭との密な連絡
 - (6) 情報の共有
 - ア 学部会議等での情報共有
 - イ 「いじめ防止対策委員会」への報告の徹底
 - ウ 職員会議等による全職員間での情報共有
 - エ 進級時における引き継ぎの徹底

いじめ防止対策委員会	<p>構成：校長、教頭、教務主任、各学部主任、生徒指導主事、生活指導係、養護教諭、いじめ防止専門員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し 2 いじめ防止のための計画の立案・実施 3 いじめ防止対策委員会の定期的開催 (月1回開催) 4 いじめアンケート結果の整理、分析と報告 5 いじめが疑われる事案の事実確認、判断、教職員への報告 6 要配慮児童生徒への支援方針
------------	---